

<成城・祖師谷九条の会「憲法を学ぶ会」 於：成城ホール 20151115>

第7回 憲法9条と改憲問題

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

はじめにー日本国憲法制定69年・決意をあらたに

- ・「2015夏の陣」で明らかになった戦後70年を否定し日本国憲法を破壊する戦争法
- ・独裁者ならぬ「暴君」の末路が始まった 「70年談話」策動の失敗 「新三本の矢」？
- ・「平和と民主主義」の新たなステージ その予感 それをより確かなものに
- ・戦争法廃止・安倍内閣打倒に向けて そして改憲策動阻止・国政転換への展望

1. 「9条と安保・自衛隊」の歴史のなかの戦争法ー「戦後70年」からの検証

(1) ポツダム宣言と「ヒロシマ・ナガサキ」ー正確かつ公正な歴史認識をめざして

1945.5.3 鈴木首相、ヒトラー自殺・ベルリン陥落の報を受けて「徹底抗戦」談話発表

6.22 御前会議、ソ連あっせん和平方針決定

6.27 ソ連共産党・政府・軍、8月の日本攻撃を決定（「ヤルタ密約」実現のため）

7.2 スティムソン米陸軍長官、天皇制存続を示唆するポツダム宣言素案作成

（戦前の駐日米大使グルーの努力） ←バーンズ米国务長官ら反発

7.16 米、原爆実験成功（この頃シラードら科学者が実戦不使用の嘆願書）

7.17 ポツダム会談（8.2まで）

7.24 トルーマン、8月3日以降の原爆投下承認 スターリンに原爆開発を語る

7.26 ポツダム宣言発表（天皇制存続を示唆する表現削除）

7.28 鈴木首相による「ポツダム宣言黙殺談話」の報道

7.29 ソ連、連合国によるソ連の対日参戦要請を要求

8.6 広島への原爆投下

8.8 ソ連、対日宣戦布告（8.18～9.5 千島・南樺太作戦）

8.9 長崎への原爆投下

8.14 御前会議、ポツダム宣言受諾を決定

8.15 玉音放送

- ・「ポツダム宣言というのは、アメリカが原子爆弾を二発も落として…『どうだ』とばかりに叩きつけたもの」（安倍氏の対談での発言 Voice2005.7）、ではない！
- ・国際政治のなかのポツダム宣言 原爆開発・投下 「被爆の意味」と向き合う
- ・日本政府の対応 その救いがたい退嬰性 それによって日本国民が被った惨禍
- ・ポツダム宣言は日本に何を求めたか

①軍国主義勢力の除去

②民主主義的傾向の復活強化・基本的人権尊重の確立

③「日本国国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有する責任ある政府」の樹立

(2) 憲法9条の原点－戦争放棄と戦力不保持

- ・一切の戦力の不保持 自衛のための武力の行使の否定 平和運動の先頭に
- ①「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定して居りませぬが、第9条2項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります」(1946.6.26 衆議院 吉田茂首相の答弁)。
- ②「第9条は戦争の放棄を宣言し、我が国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立つて指導的地位を占むることを示すもの」(1946.8.27 貴族院 幣原喜重郎国務大臣の答弁)
- ③「兵隊のない、武力のない、交戦権のないと云ふことは、…それが一番日本の権利、自由を守るのに良い方法である、私等はさう云ふ信念から出発致して居るのでございます」(1946.9.13 貴族院憲法改正特別委員会 幣原の答弁)。

参考「あたらしい憲法のはなし」(1947年文部省発行、52年3月まで教科書として使用)

「みなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」。

(3) 憲法9条をねじ曲げた安保・自衛隊・沖縄支配

- ・サンフランシスコ講和と日米安保
 - ・片務的な「基地提供条約」としての52年安保
 - ・警察予備隊(1950)から保安隊(1952)を経て自衛隊創設(1954)へ
- 「憲法第9条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、その目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは憲法に違反しない」(1954.12.22 衆議院 大村清一防衛庁長官の答弁)。

→「個別的自衛権合憲・集団的自衛権違憲」論の起点

- ・砂川事件判決とその衝撃
- 問われたのは「駐留米軍に日本を守ってもらうこと」の違憲性
田中耕太郎長官の「画策」

(4) 60年安保－超えられなかった「壁」

- ・軍事同盟としての本質を覆い隠した(せざるを得なかった)新安保条約
- ①5条共同防衛(米は集団的自衛、日本は個別的自衛)
- ②6条「極東」条項
- ・60年安保闘争の意義と限界
 - ・「裏口」からの侵入 「事前協議制」の抜け道 核密約

(5) 自衛隊海外派兵への道のり

- ・専守防衛・「非核三原則」・沖縄返還の時代(1960年代後半～1970年代前半)

自衛隊裁判－恵庭事件 長沼事件

国是としての「非核三原則」（ただし米の核への依存とセット）

- ・1978年日米ガイドライン

ガイドラインは当初から「米の日本に対する軍事分担拡大の要求書」

- ・1997年日米ガイドラインと周辺事態法（1999）

冷戦終結・ソ連東欧圏崩壊後の「敵探し」 「ならず者国家」

北朝鮮の核開発疑惑（1994）を契機にして

沖縄の怒り 普天間基地移設問題

2. 2015年日米ガイドラインと戦争法

（1）日米ガイドラインから見える日米同盟の実相と戦争法の本質

- ・「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」

「日米同盟のグローバルな性質」 ←戦争法はそのためのもの

「平時（peacetime）」から緊急事態まで「切れ目のない」形で日米同盟が機能するための法制度的基盤としての戦争法 統幕監部資料が物語るもの

- ・危険な「同盟調整メカニズム」 2015ガイドラインの「目玉」

「日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟として対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズム（Alliance Coordination Mechanism）を活用する」。

- ・「要注意」の南シナ海 日米共同の警戒活動の危険性

米は自衛隊に南シナ海での監視活動などの役割拡大を要望

「航行の自由」の二つの意味－経済的意義と「軍事的プレゼンスの維持・強化」

「武器等防護」はその際の米にとって力強い支援措置 「米日 vs 中」の固定化

- ・地球のどこでも米軍等を「後方支援」

「同盟は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない」（2015ガイドライン）。

周辺事態法から重要影響事態法に

- ・尖閣有事は自衛隊が主体的責任 米軍は補完するのみ

（2）戦争法の問題点 （別紙資料 2015.7.13 衆院中央公聴会意見陳述参照）

①集团的自衛権行使容認の意味

「存立危機事態」のあいまいさ 根拠にならない砂川判決 1972年見解の読み替え

②「後方支援」（＝兵站支援）の意味

「後方支援は武力行使の一環」は国際常識

「都合の悪いものには目をつぶる」日本政府の体質

自衛隊（員）に矛盾のしわ寄せ 「捕虜にもなれない・民間人でもない」不安定な地位

- ③米軍等の「武器等の防護」のための自衛隊による「武器使用」
「武器使用」から「武力行使」へ 集団的自衛権行使へのバイパス
- ④「存立危機事態」で動員される国・地方公共団体・指定公共機関
「存立危機事態」と連動する国民保護法 地域と自治体、医療機関、企業の動員は必至

(3) 戦後日本の「平和主義」の岐路

- ・9条改憲が阻止され続けてきたことの意味
- ・日米安保体制の下で自衛隊が「殺し・殺されなかった」ことの意味
- ・9条を守る (or 変える) ことの国際社会 (とくにアジア) にとっての意味

(4) 戦争法廃止・安倍内閣打倒の戦後史的意義

- ・「平和と民主主義」の新局面 理論 (立憲主義を守れ) 運動 (総がかり)
新たな胎動 それに既存の運動がどうコミットしていくか
- ・共産党による「戦争法廃止の国民連合政府」の提起 (2015.9.19)
大胆かつ的確な提起 野党共闘の「大義」 「国民が主人公」の理念が試される時
深く慎重な考察の必要性 政治 (politics) 戦略として 政策 (policy) 構想として
「九条の会らしい」関わり方、接近を
- ・今こそ九条の会の働きどき
約10年間「九条への支持」をひろめ続けてきた九条の会
集団的自衛権に反対の活動を早期から始めた 多様な形で活動
地域にさらに大きな「九条への支持=愛」を 11.13 講演会の成果を土台に
- ・試金石としての戦争法廃止と沖縄新基地建設を許さない県民総ぐるみの運動
結節点としての「平和のうちに生存する権利」
「沖縄米軍基地は抑止力」・「抑止力」論を峻拒する日本国憲法思想

<参考文献・最近の拙著>

- ①小沢隆一「安倍政権の『戦争立法』を阻止する」前衛 920 号 (2015.4)
- ②同「日米ガイドラインと戦争法案がねらうもの」経済 238 号 (2015.7)
- ③同「安保法制=戦争する国づくり法制の問題点」月刊全労連 221 号 (2015.7)
- ④同「早くも露呈した戦争法案の違憲性」平和運動 847 号 (2015.7)
- ⑤同「『戦争法案は違憲』の声を広く大きく」前衛 925 号 (2015.8)
- ⑥森英樹編『安保関連法総批判』(日本評論社・2015.8)
- ⑦『学習の友別冊 戦後 70 年と憲法・民主主義・安保』(学習の友社・2015.8)
- ⑧小沢「戦争法案の息の根を止めようー『安保環境』論・『抑止力』論にどう向き合うか」
月刊憲法運動 444 号 (2015.9)
- ⑨小沢「『終わりの始まり』としての戦争法」法と民主主義 502 号 (2015.10)